

## F - G E N S 研究調査データ等取扱いに関する申し合わせ

制定 2005年5月26日

### 1. 目的

お茶の水女子大学F - G E N S 研究調査データ等取扱いに関する申し合わせ（以下、「申し合わせ」）は、国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針及びお茶の水女子大学C O E 研究倫理綱領に基づき、21世紀C O E プログラムお茶の水女子大学ジェンダー研究のフロンティア（以下、F - G E N S ）研究教育拠点形成を目的とした研究プロジェクト及び公募研究における、研究調査データ等の取扱いについて定めるものである。その主な目的は、本プログラム全体の研究成果及び研究者ならびに調査対象者など研究に係る個人の権利と利益を守ることにある。

### 2. 対象

本申し合わせは、F - G E N S 研究プロジェクト研究教育拠点形成事業に適用し、事業推進担当者、F - G E N S 研究員（R A、P D 研究員、C O E 学振研究員）、客員研究員等をその対象とする。

### 3. 原則

F - G E N S 研究プロジェクト及び公募研究の実施にあたっては、国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針及びお茶の水女子大学C O E 倫理綱領における研究者の基礎的原理および倫理的基準を遵守しなければならない。

### 4. 調査研究におけるデータ等の収集・管理

F - G E N S 研究プロジェクト実施におけるデータ等の収集とその管理にあたっては、C O E 倫理委員会の決定を遵守するものとし、各研究プロジェクトの責任者である事業推進担当者が監督責任を有する。公募研究の場合は、各公募被採択者が責任をもつ。

### 5. 調査研究におけるデータ等の使用について

#### 1) データ等の使用

調査で得られたデータ等については、C O E 倫理委員会申請書に明記された研究者が使用することができる。

共同研究を実施する場合は、必ず共同研究者名簿を作成し、共同研究者名簿に記載された研究者をC O E 倫理委員会申請書に明記する。

申請書に明記されていない場合は、当該研究調査グループにおいて覚え書きを作成し、データ等を使用できる研究者の範囲を特定するものとする。

## 2) 使用時期

調査研究データ等は、F - G E N S 報告書等で公表された後に使用できる。

## 3) 使用目的

調査研究データ等は、公募研究を含めて、F - G E N S 拠点形成事業の目的のために使用する。

## 6. 研究成果公表時の遵守事項

共同研究の調査研究データ等を使用し、個人または複数名で論文等を発表する場合は、F - G E N S の共同研究で得られたデータであること、および、研究費の出所を明記しなければならない。なお、公募研究の場合は、個人の研究発表を促進するものであるが、共同研究のデータ等を使用する場合は、共同研究者間の合意を必要とする。

## 7. 研究者が本研究教育拠点プログラムを離脱する場合のデータ等の取扱い

事業推進担当者、F - G E N S 研究員、客員研究員等が、何らかの事情により本拠点研究教育プログラムへの参加から離脱する場合は、本拠点研究事業において収集したデータ等は、原則として本プログラムに返還するものとする。

## 8. 本プログラムを離脱した研究者のデータ等の使用について

### 1) データ等が公表された後におけるデータ等の使用

データ等が公表された場合は、第5条第2項及び第6条に基づき、データ等を使用できる。

### 2) データ等が未公表の場合及び調査研究が進行中もしくは作成中のデータ等の使用について

データ等が未公表、あるいは調査研究が進行中もしくはデータの作成中の場合は、離脱を申し出た当該研究者は、一定期間内に記名入りで報告書等にまとめなければならない。当該報告書にまとめられたデータ等については、拠点リーダーの承認を得た上で、プログラム離脱後に使用することができる。

## 9. 本申し合わせは2005年3月1日より施行する。